

議員提出議案第5号

特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び牛久市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年6月9日 提出

牛久市議会議長 諸 橋 太一郎 殿

提出者 藤 田 尚 美

賛成者 遠 藤 憲 子

稲敷・龍ヶ崎地方 3 組合統合・複合化に関する特別委員会の設置について (案)

- 1 本市議会に稲敷・龍ヶ崎地方 3 組合統合・複合化に関する特別委員会を設置し、7 人の委員をもって組織する。
- 2 稲敷・龍ヶ崎地方 3 組合統合・複合化に関する特別委員会は、龍ヶ崎地方塵芥処理組合、龍ヶ崎地方衛生組合及び稲敷地方広域市町村圏事務組合の今後の在り方について検討し、これら 3 組合の今後の在り方について牛久市議会の姿勢と考え方を明らかにする。
- 3 稲敷・龍ヶ崎地方 3 組合統合・複合化に関する特別委員会は、目的を達成するため、議会閉会中においても委員会を開催し、協議を行うことができる。

提 案 理 由

牛久市議会は、令和４年第４回市議会定例会において提出された議案第６３号ないし議案第６５号については、継続審査とすることを決定し、続く令和５年第１回定例会においても継続審査としたが、審議は結論に至らず、審議未了のまま廃案となった。

稲敷・龍ヶ崎地方３組合の今後の在り方は、県南地域８市町村住民の今後の生活に重要な影響をもたらす大きな問題であるから、牛久市議会は、市民に対し、この問題への姿勢と考え方を明らかにする責務がある。この責務を果たすために必要な検討を行うべき当該委員会の設置を提案するものである。